

入札等に関する有識者会議（令和 7 年度 第 1 回）議事要旨

【入札及び契約手続の運用状況の報告・確認】

令和 6 年度の市発注工事の入札結果及び令和 6 年 9 月から令和 7 年 3 月に契約した工事の入札結果並びに入札参加停止措置の実施状況について事務局より報告を行った。（資料 1、資料 2、資料 3、資料 4）

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
・ 資料 4 ページの入札不調の状況では、入札事務件数が 221 件とある。不調で再入札になった場合の件数の計上方法は。 ・ 資料 1 ページの落札率が低下している点についてお聞きしたい。令和 6 年度は物価高、人件費高騰も非常に顕著になっている。設計額の積算では、そのような資材費、人件費の高騰などの点も考慮しているのか。資材費等が高騰している中で落札率が低下しているということは、業者が利益幅を下げながら応札しているということではないのか。 ・ 最新の単価等を用いて設計額の積算を行ったとして、工期中に更に資材等の高騰があった場合にはどのように対応するのか。 ・ 資料 1 ページの契約金額別の表で、令和 6 年度に 1 億 5 千万円以上の工事が 2 件計上されている。この内訳は。 ・ 資料 9 ページの表について、予定価格を事前公	・ この 221 件は、発注件数とは異なる。当初の入札、再公告時の入札でそれぞれ 1 件ずつ計上し、それを累計したもの。 ・ 設計額の積算においては、その時点における最新の単価を採用している。工事の内容によっては見積りを徴取しながら設計を行う場合があるが、その場合においても最新の見積りを採用しながら設計を行っている。 ・ 主要な工事材料の価格変動が生じた場合は単品スライドの実施、急激なインフレ等が生じた場合にはインフレスライドの実施、工期が 12 ヶ月以上のような工事で大幅な価格変動が生じた場合は全体スライドの実施など、受注者と協議のうえ対応している。 ・ 1 つは、城前団地更新住宅第 5 棟新築工事であり、契約額は約 4 億 7 千万円。もう一方は、庁舎整備雁木及び駐輪場等建築工事であり、契約額は約 2 億 900 万円である。 ・ そのとおりである。

表しているのは県内では会津若松市のみという理解でよいのか。 ・会津若松市が予定価格の事前公表を維持している理由は。 ・資料４ ページの表６で、入札不調の理由として、失格無効等が年間４件計上されているが、その理由は。 ・資料３のうち、№58 の工事が再入札となった理由は。 ・資料４ ページの表６で不調として計上されているものは、11 ページ以降の資料３の表ではどのように記載されているのか。	・透明性の確保や、予定価格の漏洩などの不正な入札の抑止力となり得ることが主な理由である。国は予定価格の事後公表を進めているが、予定価格の事前公表による弊害が見られた場合には予定価格の事後公表を検討せよというもの。本市では、予定価格の事前公表による弊害の発生状況をモニターしていくために、このような表を作成し、毎年度有識者会議において報告し、点検していただいている側面がある。 ・失格・無効の理由は、初回の入札で応札者全員が最低制限価格を下回り、全員失格となり、再公告に至ったものなど。また、応札者が２者おり、１者が最低制限価格を下回り、もう一方の応札者が落札決定後に技術者を配置することができない等の理由で不調に至ったというケースもある。 ・初回の入札が６者あり、その６者が全て最低制限価格を下回り失格となった。その６者による再入札が行われ落札に至ったもの。一方、資料４ ページの表６に計上している４件の「失格・無効」は、当初入札で応札した全者が最低制限価格を下回り失格となり、それらの応札者で再度入札をしたが再び全者が最低制限価格を下回り不調となったケースなどを計上しているもの。 ・資料３のうち、備考欄に「再公告」と表記されているものが、資料４ ページの表６で不調として計上されているものである。11 ページ以降の表の備考欄の記載がわかりにくいため、記載
--	---

	方法について改善させていただく。
--	------------------

【抽出の対象とする案件の報告】

長谷川委員より、令和6年9月から令和7年3月までの制限付一般競争入札、随意契約による発注工事から抽出した審議案件3件と、その抽出理由について説明。

■各案件の抽出理由

(No.1) 湯川村熊ノ目配水管布設替工事

- ・工事名に「湯川村」とあるが、会津若松市が湯川村の配水管布設工事を行っている背景・理由等は。

(No.2) 警察署前水門改修工事

- ・工種に「鋼構造物」とあるが、どのような内容の工事か。また、この「水門改修工事」という工事名称と予定価格の額から、さほど困難な工事とは思われない。この工事について請負業者の地域要件を「県内」まで拡大している理由は。

(No.3) 会津若松市庁舎整備雁木及び駐輪場等融雪設備工事

- ・今回の抽出対象期間の工事の中では、予定価格が最も大きいもの。工事の内容、応札の状況等について確認したい。

【抽出事案に関する説明及び確認】

○No.1 湯川村熊ノ目配水管布設替工事の工事内容について、担当課（上水道施設課）より説明を行った。

○長谷川委員による抽出論点に関し、次のとおり説明を行った。

- ・平成23年4月に、隣接する湯川村と水道事業に係る統合が行われた。この統合は、湯川村の水道事業の全部を会津若松市が譲り受けるものであり、湯川村の管路整備・維持管理業務については本市で行っているほか、料金の徴収業務についても会津若松市が行っている。このため、本件工事も会津若松市が行ったものである。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
・この工事は工種上「水道施設」に区分されている。資料15ページの表を見ると、同時期に水道施設工事が多数発注されているように見受けられる。水道施設に入札参加資格登録している業者にとっては、同時期に工事が立て込んでしまい受注が困難となるのでは	・水道施設工事は冬季には施工が困難であるため、降雪期を避ける必要がある。このため、工期が比較的長いものを年度当初に発注し、工期が比較的短いものについてはこのような時期に発注する傾向にある。

ないか。なぜこのような時期にまとまって発注が行われるのか。 ・施工業者は、大別すると年度当初と秋口にまとまった発注が行われるという点で、ある程度の見通しをもって応札することができるということと理解した。 ・この湯川村の工事は、会津若松市が直接施工をするということか。水道料金等も会津若松市のルールが適用されるということか。 ・湯川村との事業統合が行われる以前から、そのような給水形態であったのか。	・会津若松市上下水道局の給水区域は、湯川村を含めた区域となっており、湯川村の水道施設等は会津若松市上下水道局の財産となっているため、会津若松市が直接施工している。給水については、滝沢浄水場という市内の浄水場から直接湯川村に給水を行っている。水道料金についても、会津若松市上下水道局で歳入している。 ・事業統合以前は、会津若松市から湯川村への給水は行われていない。事業統合以前は湯川村では地下水を利用していたが、地下水が枯れてしまい整備が困難となったことから会津若松市と水道事業を統合したものである。
--	---

○No.2 警察署前水門改修工事について、担当課（道路課）より説明を行った。

○長谷川委員による抽出論点に関し、次のとおり説明を行った。

- ・「鋼構造物」の工種は、内容として鋼材を用いて加工・組み立てにより工作物を築造する工事とされており、本市の発注工事としては稀なものである。
- ・本件は、初回の入札（令和6年12月25日開札）で1者のみ応札があったが、入札額が最低制限価格を下回り失格となったため同日中止とした。再公告の際、初度の入札時の応札者が少なかつたことから、競争性の確保を目的として広く入札参加者を求めるため、再公告時には県内業者まで地域要件を拡大したものである。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
-------	--------

・資料 5 ページの表を見ると、市内の鋼構造物の登録業者は 21 者とあるが、本件工事では応札が 1 者のみであったということか。 ・資料 26 ページでは、鋼構造物の工種に入札参加資格登録を行っている業者数として「市内 19 者、準市内 5 者、県内 23 者」とある。一方、資料 5 ページでは「市内 21 者、準市内 5 者、県内 24 者」とある。この数値が異なる理由は。 ・初回の入札と再公告の入札で、最低制限価格には変更はあったのか。 ・予定価格に変更があったのか。 ・初度の入札時と再公告時の入札では、最低制限価格は上がったのか、下がったのか。 ・予定価格に変更が無いにも関わらず、最低制限価格が変更される理由は。	・この鋼構造物工事という工種は、本市の発注事例としては非常に稀であることと、本市に業者登録のある施工業者が必ずしも市の発注に応札いただけるものではないこと、また、時期的に真冬の工事であったため、このような結果になってしまったものと推測している。 なお、この鋼構造物工事とは、鋼材を用いて加工・組み立てにより工作物を築造する工事とされている。建設業許可のガイドライン等を見ると、水門の門扉の工事、タンク、屋外広告の築造などは代表的なものとされているが、本市発注工事の例としては少ない。 ・資料 26 ページの業者数は、この入札が行われた時点での登録業者数を示したものであり、資料 5 ページの業者数は、令和 7 年 3 月 31 日時点での登録業者数を示したものである。 ・最低制限価格は、入札の都度設定する。 ・積算に用いる単価等に変更がある場合は再公告にあたって予定価格を変更する場合があるが、本件工事では、再公告の際に予定価格に変更していない。 ・初度と比して、再公告時の方が最低制限価格の額は下がっている。 ・電子入札によることで最低制限価格の算定時にランダム値を用いるため、最低制限価格に変更される。予定価格に変わりがなく、算定基礎額に変更がない場合でも、ランダム係数を用いることで応札者が最低制限価格を予測できないよ
---	--

・最低制限価格とは、その工事の品質を確保するために最低限の価格を設定するものと解している。その最低制限価格にランダムな値による計算方法を採用する必要があるのか。	うにしている。 ・最低制限価格は応札者に容易に推測できないようにする必要があるため、ランダム係数を用いている。
--	--

○No.3 会津若松市庁舎整備雁木及び駐輪場等融雪工事の工事内容について、担当課（公共施設管理課）より説明を行った。

○長谷川委員による抽出論点に関し、次のとおり説明を行った。

- ・融雪・消雪設備工事として、歩行者用通路の無散水融雪設備と、駐車場部分の散水消雪設備の工事を行ったもの。また、さく井設備工事として、深さ 150 メートルの揚水井戸を 2 本整備したものである。
- ・応札の状況として、令和 6 年 8 月 5 日公告、同年 9 月 4 日開札。3 者の応札があり、落札者は会津ガス株式会社であった。予定価格 112,800,000 円（税抜）に対し、落札額は 108,900,000 円（税抜）であり、落札率は 96.54%であった。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
・本件工事のようなものも、工種は「管工事」に区分されるのか。 ・放熱管を埋めて、融雪するということか。 ・この工事の入札と、審議案件No.1 の湯川村熊ノ目配水管布設替工事の入札では、同じ会社が応札している。この 2 つの工事では予定価格にはかなりの差があるが、いずれの工事も施工能力等の観点から同一の会社が入札することが可能なのか。 ・市として、年間の工事発注時期がうまく分散するようにしているのか。発注時期の調整などを行う組織・仕組みなどはあるのか。同時期に多数の工事が発注された場合、業者とし	・管工事はエアコンのダクト、給水管や個別生活排水処理施設など、広範な工事が相当する。 ・放熱管に地下水を通し、その熱によって融雪する。 ・入札参加資格として、応札者の資格総合点数による区分を設けている。資料 20 ページの湯川村熊ノ目配水管布設替工事では、水道施設工事の資格総合点数が 670 点以上の業者が応札できるものとしている。一方、資料 31 ページの本件工事では、管工事の資格総合点数が 710 点以上の業者が応札できるものとしている。 ・工事担当部局から上がってくる工事は、「この時期に発注・施工する必要がある」というものであり、事実上、発注時期の調整は困難である。上下水道局などでは、上下水道を同時期に施工

ては受注が困難になるのではないか。	する必要がある部分があるため、そのような点では一部発注時期を調整する場合がある。 一方、「発注時期の平準化」という取組がある。ゼロ市債を活用した発注などによって、年間を通じた発注時期を平準化させる取り組みであり、これらを工事担当部局に依頼し、年間の発注時期の平準化を進めている。
-------------------	---

【その他】

質問・意見	回答（要旨）
・多種多様な工事について平均落札率が93%前後となると、年間を通じて相当な額の予算額との差額が生じることになる。その場合に、新たに補正予算を編成するなどして、請け差を活用して新たな工事に着工するなどの取組はあるのか。	・過去にはそのような対応もあった。しかし現在は行政評価という仕組みを導入しており、あらかじめ事務事業を評価した上で予算要求を行う。行政評価を経て予算化された事業以外は、予算の執行残を用いて別の工事を執行することは、原則的に行っていない。 予算上の「請け差」は貴重な財源であるため、年度末に補正予算により減額計上して繰り越し、次年度の財源に充てる。

（次回の案件抽出担当等）

- ・次回の抽出担当は、三橋委員とした。
- ・次回以降、会議資料を委員にはデータで事前送付することとし、会議には紙面の資料を用意することとした。